



各種
支援情報
臨時号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。



カタログポケット QRコード



公式ツイッター QRコード

●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 令和2年5月29日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
<https://www.city.yachimata.lg.jp/>

市民の皆さま、事業者の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の防止対策にあたり、不要不急の外出自粛など、市民の皆さまには大変なご不便をおかけしておりますが、感染抑止の効果は着実に現れており、この間の皆さまのご協力に対しまして、心から御礼申し上げます。

千葉県内では、新規の感染者数は減少しているものの、未だ先行きが不透明な状況にあることから、市民の皆さまにおかれましては警戒心を緩めることなく、引き続き、3密を避けるための行動と今しばらくの我慢にご協力をお願いいたします。

さて、八街市では、市民の皆さまの収入減や休業の長期化などに伴う、経済的な不安を少しでも解消すべく、国・県による支援のほか、市独自の子育て支援策や中小企業対策を実施することといたしましたのでお知らせします。今後も市民の皆さまに必要な措置を迅速に実施できるよう努力してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

八街市新型コロナウイルス感染症対策本部長 八街市長 北村 新司

<八街市の支援事業>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
給付	八街っ子元気アップ支援事業	令和2年5月31日(基準日)時点で、市内在住18歳以下の子ども(平成14年4月2日~令和2年5月31日生まれの子ども)	対象となる子ども1人につき1万円を世帯主に支給	子育て支援課 ☎443-1693
	八街市ひとり親家庭等元気アップ支援事業	令和2年4月30日(基準日)時点で、市内在住の令和2年4月分児童扶養手当の支給認定を受けている方	1世帯あたり3万円を支給	子育て支援課 ☎443-1693
	八街市中小企業元気アップ支援事業	市内に事務所・事業所・営業所を有する中小企業または市内に住所を有する個人事業主で、令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少していること【太字が訂正した箇所】	1事業者あたり10万円を支給	八街市中小企業元気アップ給付金受付担当 ☎312-5092 【問い合わせは、6月1日(月)からです】

<世帯や個人の皆さま>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
給付	特別定額給付金	令和2年4月27日(基準日)時点で、八街市の住民基本台帳に記録されている方(外国人の方も住民基本台帳に記録されている方は対象)	1人につき10万円を原則、世帯主に支給	八街市役所 特別定額給付金担当 ☎312-2245
	子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)受給者の方(令和2年3月31日までに生まれた子ども、令和2年3月まで中学生だった新高校1年生を含む)	子ども1人につき1万円を支給	子育て支援課 ☎443-1693
	住居確保給付金	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方(収入要件、資産要件、求職活動等要件あり)	単身世帯に1月あたり37,200円上限で、賃貸住宅の賃貸人、または不動産媒介事業者などへの代理納付	八街市自立相談支援窓口 ☎312-0766
	生活保護	収入が途絶えるなどにより生活が困難になった方	保護が必要な世帯の総収入と、国が定めた保護基準(単身者の生活扶助基準は月額約6万円)とを比較し、不足分を支給	社会福祉課 ☎443-1622
	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、千葉県の判断により特別支援学校などが臨時休業した場合に放課後等デイサービス事業所の代替えサービスを利用した方	放課後等デイサービス事業所が、電話などで児童の健康管理などを行った場合に算定される報酬にかかる利用者負担を、市が事業所に支払う	障がい福祉課 ☎443-1649
貸付	母子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭または寡婦の方	各種資金を無利子または低利(年1.0%)で貸付	子育て支援課 ☎443-1693
	緊急小口資金(特例貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	20万円以内を貸付	八街市社会福祉協議会 ☎443-0748
	総合支援資金(特例貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	失業などから生活再建までの間に必要となる生活費(原則3カ月以内)を、複数世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内を貸付	八街市社会福祉協議会 ☎443-0748
猶予・減免	市税の徴収猶予	市税(市民税、県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税)を一時納付することで事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある方	税金を一時に納めることができないと認められる場合は、申請により1年以内の期間に限り、徴収を猶予	納税課 ☎443-1115
	介護保険料の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が一時的に困難となった65歳以上(第1号被保険者)の方	申請により原則6カ月の期間に限り、納付の猶予が認められることがあります。	高齢者福祉課 ☎443-1491
	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれ、後期高齢者医療保険料の納付が一時的に困難となった方	申請により原則6カ月の期間に限り、納付の猶予が認められることがあります。	国保年金課 ☎443-1139